



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(外務一七〇)

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件(同一七一)

○令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(経済産業一〇三)

(公告)

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人航空大学校平成三十事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

一 二 九 四 五

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第百七十号

即位礼正殿の儀等に参列する外国元首、祝賀使節一行の来日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十二年法律第九十号)第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和元年十月十七日

外務大臣 茂木 敏充

一 東京国際空港周辺地域

期 間	地 域
令和元年十月二十一日から令和元年十月二十四日まで	東京都大田区 羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目

二 皇居周辺地域

期 間	地 域
令和元年十月二十一日から令和元年十月二十四日まで	東京都千代田区 皇居外苑、丸の内一丁目(一番)、霞が関一丁目(一番)

三 ホテルニューオータニ周辺地域

期 間	地 域
令和元年十月二十一日から令和元年十月二十四日まで	東京都千代田区 紀尾井町、麴町四丁目、麴町五丁目、麴町六丁目
	東京都港区 元赤坂一丁目、元赤坂二丁目(都道環状二号線「外堀通り」の部分及び同線の東側部分に限る) 赤坂三丁目、赤坂四丁目
	東京都新宿区 四谷一丁目(都道環状二号線「外堀通り」の部分及び同線の東側部分に限る)

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ)の区域のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区域並びにこれらの道路の区間に接する交差点。